

査請求を提起した（以下「別件審査請求」という。）。）。。

- 4 処分庁は、別件審査請求に関し、同年9月14日付け弁明書（30墨総総第836号。以下「本件弁明書」という。）を作成し、審査請求人に送付した。
- 5 審査請求人は、本件弁明書に関し、同年10月8日付けで本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨及び理由は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「弁明書を取り下げる」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

弁明書第3項(3)に、契約金額及び契約単価については、条例第6条第3号に該当すべきか判断が困難であり、当該情報は本件弁護士の情報でもあったことから、本件弁護士に意見の照会をしたとある。

公開決定等に係る意見書の提出を求めるのは、公開を前提とした上で第三者の保護のために行われるものである。しかし、墨田区は、条例第6条第3号に該当すべきか判断が困難なことを理由に、情報の公開の可否の判断を本件弁護士に委ねることは、情報公開条例に反する行為であり、守秘義務違反である。

情報公開条例に反する行為により取得した公開決定等に係る意見書に基づき、本件弁護士の意向に沿った弁明書の作成は、公正性を欠く不適切な弁明である。

よって、弁明書を取り下げるとの裁決を求める。

理 由

- 1 審査請求人は、原処分に当たり、第三者に対してなされた意見照会（以下「第三者意見照会」という。）が墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）に反すること、及び本件弁明書が条例に反する第三者意見照会により

取得した意見書に基づき作成された不適切なものであることを理由として、本件弁明書の取下げを求めている。

- 2 しかし、審査請求の対象となる「処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの（最高裁昭和39年10月29日判決・民集18巻8号1809頁）」をいうところ、本件弁明書において原処分の理由や別件審査請求に対する意見を述べることは、直接審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、「処分」には該当しない。

よって、本件審査請求は、処分ではないものを対象としていることから不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年1月8日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

平成31年1月8日

墨田区長 山 本 亨